

第 6 回 高島地域合併協議会次第

日 時 平成 1 5 年 3 月 1 1 日(火)
午後 1 時~
場 所 高島郡民会館 3 階ホール

1 . 開 会

2 . 会長挨拶

3 . 諸般の報告

(1) 新市事務所小委員会委員長報告 (2 月 2 5 日第 5 回小委員会報告)

4 . 議 題

(1) 報告案件

報告第 1 0 号 新市電算システム構築設計業務の委託について

(2) 議決案件

議案第 7 号 平成 1 4 年度高島地域合併協議会会計補正予算 (第 2 号)

議案第 8 号 平成 1 5 年度高島地域合併協議会事業計画 (案)

議案第 9 号 平成 1 5 年度高島地域合併協議会会計予算 (案)

(3) 確認案件

協議第 2 4 号 新市の名称について

(新市名称候補作品 5 点の中から無記名投票により決定)

(関連説明) 町名、字名の取扱いについて

休 憩

(4) 小委員会報告第 2 号 財産の取扱いについて

新市名称・財産小委員会委員長報告 (2 月 1 7 日第 4 回小委員会報告)

【協議・確認】

財産の取扱い(案)について

(5) 協議案件

【協議】

協議第 1 5 号 地方税の取扱い(案)について

協議第 1 6 号 一般職の職員の身分の取扱い(案)について

協議第 1 7 号 地域審議会の設置(案)について

協議第 1 8 号 特別職の身分の取扱い(案)について

休 憩

協議第 1 9 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(案)について

協議第 2 0 号 条例、規則等の取扱い(案)について

協議第 2 2 号 使用料、手数料等の取扱い(案)について

協議第 2 3 号 公共的団体等の取扱い(案)について

休 憩

【提案】

協議第 2 5 号 各種団体等への補助金、交付金等の取扱い(案)について

協議第 2 6 号 慣行の取扱い(案)について

協議第 2 7 号 国民健康保険事業の取扱い(案)について

5 . そ の 他

6 . 閉 会 17 : 00

報告第10号

新市電算システム構築設計業務の委託について

上記の報告案件を提出する。

平成15年3月11日

高島地域合併協議会

会長 海 東 英 和

新市電算システム構築設計業務委託契約の内容

1. 契約の方法

指名業者4社より新市電算システムの企画提案を求め、委託業者選定委員会において選考した業者と随意契約の方法により契約を締結する。

2. 委託金額 4,725,000円

(うち消費税および地方消費税の額225,000円)

3. 履行期限

平成15年3月3日から平成15年5月30日まで

4. 契約の相手方

大津市浜大津一丁目4番12号

キステム 株式会社

議案第7号

平成14年度高島地域合併協議会会計補正予算(第2号)

上記の議案を提出する。

平成15年3月11日

高島地域合併協議会

会 長 海 東 英 和

平成14年度高島地域合併協議会会計補正予算(第2号)

平成14年度の高島地域合併協議会会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,100千円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,901千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 分担金および負担金		21,000	1,100	19,900
	1 負担金	21,000	1,100	19,900
歳入合計		21,001	1,100	19,901

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 運営費		14,701	940	13,761
	2 事務費	13,721	940	12,781
2 事業費		6,000	160	5,840
	1 事業推進費	6,000	160	5,840
歳出合計		21,001	1,100	19,901

平成14年度 高島地域合併協議会会計補正予算(第2号)事項別明細書

1. 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 分担金および負担金	21,000	1,100	19,900
歳入合計	21,001	1,100	19,901

歳出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 運営費	14,701	940	13,761
2 事業費	6,000	160	5,840
歳出合計	21,001	1,100	19,901

2.歳入

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
1.分 担 金			千 円	千 円	千 円		千 円	
	21,000		21,000	1,100	19,900			
および負担金	1.負 担 金		21,000	1,100	19,900			
		1.負 担 金	21,000	1,100	19,900	1 構成町負担金	1,100	構成町負担金の減額
								マキノ町 220千円 今津町 220千円 安曇川町 220千円 高島町 220千円 新旭町 220千円
計			21,001	1,100	19,901			

3.歳出

(単位:千円)

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
款	項	目				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
						国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 運営費			千円 14,701	千円 940	千円 13,761	千円	千円	千円	千円			
	2. 事務費		13,721	940	12,781			940				
		1. 事務局費	13,721	940	12,781			940		11. 需用費	288	事務局消耗品購入費 の減額
										15. 工事請負費	652	3階ホール改修工事請負費 の減額
2. 事業費			6,000	160	5,840			160				
	1. 事業推進費		6,000	160	5,840			160				
		1. 事業推進費	6,000	160	5,840			160		13. 委託料	160	住民アンケート調査等委託料 の減額
計			21,001	1,100	19,901							

議案第 8 号

平成 1 5 年度高島地域合併協議会事業計画（案）

上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 3 月 1 1 日

高島地域合併協議会

会 長 海 東 英 和

平成15年度 高島地域合併協議会事業計画（案）

1．新市将来構想ならびに新市建設計画の策定（平成15年度）

新市建設計画策定委員会において、住民意向調査による意見、要望等を反映させた新しいまちづくりや基本方針について提案していただき、新市のマスタープランとなる「新市将来構想」および「新市建設計画」を策定する。

（1）新市将来構想

人口、土地利用、都市構造など基本フレームの検討

新市におけるまちづくりの基本理念に関する検討

まちづくり基本方針の協議、調整

主要重点施策、プロジェクトに関する協議、調整

（2）新市建設計画

新市の建設に関する基本方針

新市建設の根幹となるべき事業

公共施設の統合整備に関する事項

新市の財政計画

2．合併研修会および住民説明会の実施（平成15年度）

新しいまちづくりの指標となる新市将来構想（案）や新市建設計画（案）について、広く住民に公開するとともに説明会を開いて意見交換を行う。

また、協議会において合併協定項目の確認がなされた後、合併全般について住民説明会を開催する。

住民を対象とした合併研修会を実施する。

3．合併協定項目の協議調整（平成15年度）

前年度に引き続き、「上下水道事業の取扱い」、「行政区の取扱い」などの合併協定項目についてスケジュールに基づく協議、調整を行う。

4．新市電算システムの構築設計（平成15年度）

5町の電算システムの現況調査・分析を行い、新市電算システム構築のための設計を行う。

5．新市例規の策定（平成15年度～16年度）

条例、規則等の取扱い方針に基づき制定する新市の条例、規則等について、合併時に合わせ調査・統合業務を実施し例規を策定する。

6．合併先行市研修の実施（平成15年度）

今後予想される合併準備作業等について、合併市の最新情報を調査すべく、研修を実施する。

7．合併情報の提供（平成15年度～16年度）

広報紙「合併協議会だより」の発行

合併協議会ホームページによる情報提供等

議案第9号

平成15年度高島地域合併協議会会計予算（案）

上記の議案を提出する。

平成15年3月11日

高島地域合併協議会

会 長 海 東 英 和

平成15年度高島地域合併協議会会計予算（案）

平成15年度の高島地域合併協議会会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,801千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第3条 歳出予算に計上した予算額に過不足を生じた場合、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金および負担金		千円 40,500
	1 負担金	40,500
2 繰越金		300
	1 繰越金	300
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		40,801

歳出

款	項	金額
1 運営費		千円 17,270
	1 会議費	1,639
	2 事務費	15,631
2 事業費		23,031
	1 事業推進費	23,031
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		40,801

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
例規策定業務委託事業	平成15年度から 平成16年度まで	千円 4,800

歳入

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
			千 円	千 円	千 円		千 円	
1. 分担金			40,500	21,000	19,500			
および負担金	1. 負担金		40,500	21,000	19,500			
		1. 負担金	40,500	21,000	19,500	1 構成町負担金	40,500	構成町負担金 マキノ町 8,100千円 今津町 8,100千円 安曇川町 8,100千円 高島町 8,100千円 新旭町 8,100千円
2. 繰越金			300	0	300			
	1. 繰越金		300	0	300			
		1. 繰越金	300	0	300	1 前年度繰越金	300	前年度決算剰余金 300千円
3. 諸収入			1	1	0			
	1. 雑入		1	1	0			
		1. 雑入	1	1	0	1 雑入	1	預金利子等
計			40,801	21,001	19,800		40,801	

歳出

(単位:千円)

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
1. 運営費			千円 17,270	千円 14,701	千円 2,569		千円	
1. 会議費			1,639	980	659			
1. 協議会運営費			1,639	980	659	1. 報酬	1,090	協議会委員等報酬
						8. 報償費	352	アドバイザー謝礼等
						11. 需用費	88	消耗品費 8千円 食糧費 80千円
						12. 役務費	109	保険料 69千円 手数料 40千円
2. 事務費			15,631	13,721	1,910			
1. 事務局費			15,631	13,721	1,910	4. 共済費	225	臨時職員社会保険料等
						7. 賃 金	1,515	臨時職員賃金
						9. 旅 費	901	事務局職員旅費 351千円 合併先行地研修旅費 550千円

歳出

(単位:千円)

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
						11. 需用費	2,116	消耗品費 2,003千円 印刷製本費 57千円 燃料費 32千円 食糧費 24千円
						12. 役務費	1,050	通信運搬費 292千円 電話代 252千円 郵便代 40千円 手数料 640千円 会議録調製手数料 保険料 118千円 公用車任意保険料
						14. 使用料 及び賃借料	4,756	事務機器・備品リース料 2,764千円 協議会公用車リース料 192千円 事務室賃借料 1,800千円

歳出

(単位:千円)

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
						19. 負担金補助 および交付金	5,068	県派遣職員人件費負担金 5,049千円 ビワローブ年会費 19千円
2. 事業費			23,031	6,000	17,031			
	1. 事業推進費		23,031	6,000	17,031			
		1. 事業推進費	23,031	6,000	17,031	8. 報償費	1,641	新市建設計画策定委員謝礼 1,375千円 合併アドバイザー等謝礼 266千円
						11. 需用費	9,221	消耗品費 71千円 印刷製本費 9,120千円 広報紙印刷代 3,360千円 新市建設計画 住民説明会用資料 360千円 概要版資料 1,800千円 新市まちづくり冊子 3,600千円 食糧費 30千円
						12. 役務費	68	保険料 68千円 新市建設計画策定委員等障害保険料

歳出

(単位:千円)

科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
						13. 委託料	12,000	新市建設計画策定に係る 調査・分析等業務委託料 7,000千円 電算システム 構築設計業務委託料 5,000千円
						14. 使用料 及び賃借料	101	新市建設計画等住民説明会 会場借上料 101千円
3. 予備費			500	300	200			
	1. 予備費		500	300	200			
		1. 予備費	500	300	200			
	計		40,801	21,001	19,800			

協議会における新市の名称の決定方法ならびに 記念品贈呈者の選定方法

(第5回合併協議会において承認)

1. 新市の名称の決定方法

- (1) 新市名称・財産小委員会から協議会に報告された「新市名称候補作品」の中から協議により新市の名称を決定する。
- (2) 協議による決定が困難である場合は、会長と協議会委員全員が無記名投票の方法により「新市名称候補作品」のうち1点に投票し、3分の2以上の票を得た作品を新市の名称に決定する。
- ただし、3分の2以上の得票がない場合は、上位得票作品の中から2点(得票が僅差である場合は2点以上)を選定し、決選投票により過半数を超える最多得票の作品を新市の名称に決定する。

2. 記念品贈呈者の選定方法

(1) 各賞および記念品

名付け親大賞	1名	5万円相当の商品券
名付け親賞	10名以内	1万円相当の商品券

(2) 各賞の決定方法

「名付け親大賞」については、新市の名称として決定された作品の応募者の中から、抽選で1名を決定する。

「名付け親賞」については、新市の名称として決定された作品の応募者のうち、名付け親大賞の抽選からもれた者の中から、抽選により最高10名まで決定する。

(3) 抽選の方法

各賞の抽選は、新市の名称が決定した協議会の場において公開で行う。

抽選方法については、抽選箱の中に新市の名称に決定した応募作品の応募者の氏名を記載した抽選用紙を入れ、「名付け親大賞」については会長が抽選し、「名付け親賞」については、副会長が交互に抽選を行う。

(4) 記念品の贈呈等

「名付け親大賞」、「名付け親賞」は、それぞれ決定者に通知するとともに、協議会のホームページ上で公表する。

記念品の贈呈については、新市の名称が決定した次の協議会において行う。

協議第 2 4 号

新市の名称について

新市名称の投票結果表

投票総数 28 票
うち有効投票 28 票
無効投票 0 票

新市名称候補作品	得票数
<small>おうみこせい</small> 近江湖西 市	0 票
<small>おうみたかしま</small> 近江高島 市	0 票
<small>たかしま</small> 高島 市	11 票
<small>にしおうみ</small> 西近江 市	10 票
<small>にしびわこ</small> 西びわこ 市	7 票

有効投票の 3 分の 2 の票を獲得した作品なし
上位得票「高島市」「西近江市」の決選投票へ

新市名称決選投票結果表

投票総数 28票
うち有効投票 28票
無効投票 0票

新市名称候補作品	得票数
高島市	13票
西近江市	15票

「西近江市」が有効投票の過半数を獲得

新市の名称
新市の名称は <u>西近江市</u> とする。

小委員会報告第2号

財産の取扱いについて

当委員会に付託された上記の件につき報告する。

平成15年3月11日

高島地域合併協議会

新市名称・財産小委員会

委員長 戸 島 龍 一

財産の取扱いに関する協議結果

5町の所有する財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。

協議第 2 5 号

各種団体等への補助金、交付金等の取扱い（案）について

上記の協議案件を提出する。

平成 1 5 年 3 月 1 1 日

高島地域合併協議会

会長 海 東 英 和

各種団体等への補助金、交付金等の取扱い

各種団体等への補助金、交付金等については、従来からの経緯、地域の実情等を踏まえて、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から次により調整するものとする。

- 1 . 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
- 2 . 各町独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し均衡を保つように調整する。

協議第 2 5 号参考資料

地方自治法

(寄附又は補助)

第 2 3 2 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

< 先行事例 >

篠山市 (平成 1 1 年 4 月 1 日合併)

「各種団体への補助金、交付金等の取扱い」

各町の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において検討するものとする。

各町で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。

各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。

他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。

西東京市 (平成 1 3 年 1 月 2 1 日合併)

「補助金の取扱い」

2 市の補助金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、両市で進めてきた補助金の見直しの視点踏まえつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から新市においても引き続き、そのあり方の検討を行う。当面次のように取扱う。

両市で同一あるいは同種の団体に対する補助金は、団体の意向、協力を求めつつ統合等の推進も考慮し調整を図る。

一方の市のみにある団体に対する補助金は、制度の経緯、実績を踏まえ新市において調整を図る。

両市で同一あるいは同種の事業に対する補助金は、制度の統一化に向けて調整を図る。

一方の市でのみ実施している補助金は事業の実績を踏まえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を図る。

さいたま市（平成13年5月1日合併）

「補助金、交付金等の取扱い」

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとするが、具体的には、新市において検討する。なお、補助金については、以下のとおりとする。

3市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。

各独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。

整理統合できる補助金については、統合できるよう調整する。

さぬき市（平成14年4月1日合併）

「各種団体への補助金、交付金等の取扱い」

各町の補助金、交付金等は従来からの経緯、実情等を考慮し、新市において検討するものとする。

自治会補助金については、新市の自治会活動を充実させるよう交付水準について配慮する。

各町同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。

各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。

他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。

東かがわ市（平成15年4月1日合併予定）

「各種団体への補助金、交付金等の取扱い」

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、合併時に廃止し、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直し、制度化を図る。

同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。

独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、補助金等の目的を明確化し均衡を保つよう調整する。

整理統合できる補助金等については、統合、廃止できるよう調整する。

協議項目	各種団体等への補助金、交付金等の取扱い									
調整方針(案)	<p>各種団体等への補助金、交付金等については、従来からの経緯、地域の実情等を踏まえて、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から次により調整するものとする。</p> <p>同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。</p> <p>各町独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し均衡を保つように調整する。</p>									
	マキノ町		今津町		安曇川町		高島町		新旭町	
	団体名	金額(千円)	団体名	金額(千円)	団体名	金額(千円)	団体名	金額(千円)	団体名	金額(千円)
各町が各種団体の活動を助成するため補助金等を支出している団体(抜粋)					安曇川町明るい選挙推進協議会	7	高島町明るい選挙推進協議会	128		
	マキノ町職員互助会	870	今津町職員互助会	1,000	安曇川町職員互助会	1,500	高島町職員互助会	845	新旭町職員互助会	1,800
					自衛隊父兄会安曇川支部	30	高島町国際親善協会	100	新旭町国際交流協会	200
	高島郡交通安全協会マキノ支部	80	高島郡交通安全協会今津支部	130			高島郡交通安全協会高島支部	280	高島郡交通安全協会新旭支部	50
	マキノ町健康推進員協議会	100	今津町健康推進員協議会	367	安曇川町健康推進員協議会	1,168	高島町健康推進員協議会	500	新旭町健康推進員協議会	300
	マキノ町身体障害者更生会	50	今津町身体障害者更生会	50	安曇川町身体障害者更生会	70	高島町身体障害者更生会	40	新旭町身体障害者更生会	40
	マキノ町手をつなぐ育成会	50	今津町手をつなぐ育成会	100	安曇川町手をつなぐ育成会	30	高島町手をつなぐ育成会	30	新旭町手をつなぐ育成会	23
	マキノ町民生児童委員協議会	1,778	今津町民生児童委員協議会	1,760	安曇川町民生児童委員協議会	2,767	高島町民生児童委員協議会	2,001	新旭町民生児童委員協議会	1,927
	マキノ町社会福祉協議会	6,458	今津町社会福祉協議会	15,882	安曇川町社会福祉協議会	5,712	高島町社会福祉協議会	7,391	新旭町社会福祉協議会	16,515
	遺族会(4団体)	200	今津町遺族会	130	安曇川町遺族会	40			新旭町遺族会	40
	マキノ町保護司会	40	今津町保護司会	30	安曇川町保護司会	20			新旭町保護司会	25
					安曇川町更生保護婦人会	20			新旭町更生保護婦人会	15
					安曇川町赤十字奉仕団	40	高島町赤十字奉仕団	30	新旭町赤十字奉仕団	50
					介護者の会「みのり会」	20				
					安曇川町ボランティア連絡協議会	30				
	マキノ町老人クラブ連合会	487	今津町老人クラブ連合会	582	安曇川町老人クラブ連合会	422	高島町老人クラブ連合会	740	新旭町老人クラブ連合会	372
	単位老人クラブ	1,553	単位老人クラブ	2,852	単位老人クラブ	858	単位老人クラブ	893	単位老人クラブ	1,039
	マキノ町シルバー人材バンク	500	今津町シルバー人材センター	3,524	安曇川町シルバー人材センター	982	高島町シルバー人材センター	800	新旭町シルバー人材センター	3,500
	マキノ町病害虫防除協議会	2,154	今津町病害虫防除協議会	3,321	安曇川町病害虫防除協議会	2,000	高島町病害虫防除協議会	1,300	新旭町病害虫防除協議会	1,788
	マキノ町使用済プラスチック適正処理協議会	213	今津町使用済プラスチック適正処理協議会	15	安曇川町使用済プラスチック適正処理協議会	72	高島町使用済プラスチック適正処理協議会	50	新旭町使用済プラスチック適正処理協議会	4
	マキノ町地域水田営農対策協議会	300	今津町地域水田営農対策協議会	300	安曇川町地域水田営農対策協議会	456	高島町地域水田営農対策協議会	400	新旭町地域水田営農対策協議会	600
	マキノ町土地改良区	4,266			安曇川沿岸土地改良区	9,227			安曇川沿岸土地改良区	3,712
									新旭土地改良区	8,328
	マキノ町商工会	10,796	今津町商工会	20,800	安曇川町商工会	22,435	高島町商工会	17,650	新旭町商工会	21,000
	マキノ町観光協会	10,045	今津町観光協会	12,552	安曇川町観光協会	10,002	高島町観光協会	9,604	新旭町観光協会	10,065
							高島観光ボランティア協会	150		
	マキノフレッシュクラブ	150					21世紀の農業を考える会IN高島	50	新旭町農業フロンティアクラブ	200
	マキノファーマーズクラブ	150	今津町酪農組合	500			高島町施設園芸組合	110	新旭町近江米振興協議会	100
	マキノ緑の少年団(4団体)	600			安曇川町緑化推進協議会	300				
					安曇川町ふれあい農園運営委員会	70				
								新旭町獵友会	30	
								湖西漁業協同組合	15	
				高島織物工業協同組合商品開発センター	400			高島地域地場産業振興センター	53,741	
								高島綿'Sクラブ補助金	340	

平成13年度
決算額

美しいマキノ・桜守の会	400								
マキノ町まちづくりネットワークセンター	4,990								
マキノ町PTA連絡協議会	20	今津町PTA連絡協議会	50	安曇川町PTA連絡協議会	50			新旭町PTA連絡協議会	10
単位PTA	100								
マキノ町高校生をもつ親の会	10			安曇川町高校生をもつ親の会	20				
マキノ町文化協会	400	今津町文化協会	1,830	安曇川町文化協会	710	高島町文化協会	490	新旭町文化協会	500
		地区文化祭実行委員会	300	文化祭実行委員会	360			新旭町文化クラブ	200
マキノ町青少年育成町民会議	455	今津町青少年育成町民会議	310	安曇川町青少年育成町民会議	2,320	高島町青少年育成町民会議	1,320	新旭町青少年育成町民会議	1,210
マキノ町子ども会指導者連絡協議会	100	今津町子ども会連合会	70	安曇川町子ども会連合会	156	高島町子ども会連合会	150	新旭町子ども会連合会	50
マキノ町青年団	250	今津町青年団	70					新旭町青年団	50
		生活学校	20	あずみ生活学校	10				
		グループスカウト	70	ボーイスカウト高島第5団	80			ボーイスカウト	50
				ガールスカウト滋賀県支部第18団	120			ガールスカウト	50
				あどがわ児童合唱団	20	高島少年少女合唱団	425		
マキノ町地域婦人会	250							新旭町フレンズ	300
				あどがわ女性の会	50			新旭町女性団体連絡協議会	30
				安曇川町エルダー婦人会	50			新旭町エルダー婦人会	50
				藤樹さんに親しむ会	50				
		今津町人権教育推進協議会	275	安曇川町同和教育推進委員会	597	高島町人権教育推進協議会	476		
				安曇川町草の根文庫連絡協議会	130				
				藤樹先生献書会	200			綱齋書院保存会	50
				財団法人藤樹書院	1,688			竹馬まつり保存会	40
								奴振り保存会	50
マキノ町体育協会	500	今津町体育協会	3,337	安曇川町体育協会	800	高島町体育協会	1,000	新旭町体育協会	380
								新旭町体育文化振興事業協会	7,303
				安曇川町スポーツ少年団	170			新旭町スポーツ少年団	300
マキノ町環境にやさしいくらしを進める会	500	環境を守る今津の会	300	安曇川町エコライフ推進協議会	860	高島町エコライフ推進協議会	300	新旭町エコライフ推進協議会	1,500
美しい大字牧野を作る会	100							自然エネルギーを学びましょう会	750
								藤本太郎平衛治水顕彰会	30
マキノ町九州人会	150								
				安曇川町農家花嫁銀行	120			新旭町結婚相談委員会	120
				安曇川町有線放送農業協同組合	3,500				
						高島町自治会連合会	150		

行政区（区・自治会）の事業に対する補助金は、「E群：行政区の取扱い（案）」として提案します。

協議第26号

慣行の取扱い(案)について

上記の協議案件を提出する。

平成15年3月11日

高島地域合併協議会

会長 海 東 英 和

慣 行 の 取 扱 い

1. 市章については、新市発足までに合併関係5町で構成する検討機関を設けて決定し、合併時に制定する。
2. 市民憲章については、新市発足後に検討機関を設けて決定し、制定する。
3. 市の花、木、鳥については、新市発足後に検討機関を設けて決定する。
4. 市の歌等については、新市発足後に必要に応じ検討機関を設けて決定する。

高島地域合併協議会の調整方針

部会名 総務部会

分科会名 総務分科会

協議事項名	慣行の取扱い		根拠法令等			
調整方針	(1) 市章については、新市発足までに合併関係5町で構成する検討機関を設けて決定し、合併時に制定する。 (2) 市民憲章については、新市発足後に検討機関を設けて決定し、制定する。 (3) 市の花、木、鳥については、新市発足後に検討機関を設けて決定する。 (4) 市の歌等については、新市発足後に必要に応じ検討機関を設けて決定する。					
項目	現		況			調整の具体的な内容
	マキノ町	今津町	安曇川町	高島町	新旭町	
町章	【昭和34年3月1日制定】 	【昭和37年4月1日制定】 	【昭和30年11月3日制定】 	【昭和28年6月1日制定】 	【昭和33年11月4日制定】 	市章については、新市発足までに合併関係5町で構成する検討機関を設けて決定し、合併時に制定する。
町章の説明・由来	カタカナのマキノの「マ」を図案化し、中央の空白は「キ」、左下部で「ノ」を表している。 全体の輪で町民の和睦と円満を象徴している。	全体は、「いまづ」の「い」を図案化したもので、山と湖で囲まれた町の姿をあらわしている。 上の左右の波形は、湖水をあらわし、下方のとがったのは山をあらわし、全体の形は飛鳥の姿で、町の発展、向上、躍進をあらわしており、図全体の丸みは、円満、平和をあらわしている。	湖国の一大河川、安曇川によってつくられた、三角洲上に発展する安曇川町を象徴したもので「アド川」を図案化したものである。	中心に配した高島町の「高」の字は、平和を象徴して円形を形作っている。 外側の5つの星は、「大」の字を形どり、「大高島町」としての将来を表している。	新旭町の“新”をひらがな「しん」で図案化して円とし、「旭」を左肩に配している。 また、三方に光を放って向上発展を表現している。	

高島地域合併協議会の調整方針

協議事項名	慣行の取扱い			根拠法令等		調整の具体的な内容
	現			況		
項目	マキノ町	今津町	安曇川町	高島町	新旭町	
町民憲章	【昭和57年10月1日制定】	【昭和60年1月1日制定】	【平成元年11月3日制定】		【昭和50年1月1日制定】	市民憲章については、新市発足後に検討機関を設けて決定し、新たに制定する。
<町のシンボル>						
町の花	ソメイヨシノ	つつじ	藤	菊	サツキ	市の花、木、鳥については、新市発足後に検討機関を設け、公募等の方法により決定する。
町の木	モミジ	けやき	松	松	サクラ(ソメイヨシノ)	
町の鳥	ウグイス	ひばり		うぐいす	ホオジロ	
町の歌	マキノ町の歌	今津町歌	安曇川町の歌		新旭町の歌	市の歌等については、必要に応じ検討機関を設けて決定する。
その他	マキノ音頭 シンボルカラー青					

協議第26号参考資料

《先進事例》

市町村名等	合併(予定)年月日	調整内容および調整方針
甲賀地域合併協議会	平成16年10月 1日	(1) 市章、市民憲章については、新市において制定します。 (2) 市の花、市の木、市の鳥、市の歌については、新市において調整します。 (3) 宣言については、新市において調整します。
中主町・野洲町合併協議会	平成16年10月 1日	(1) 市章は、新市において新たに定めるものとする。 (2) 市の木、花、鳥および歌については、合併後検討機関を設け、新たに定めるものとする。 (3) 市民憲章、各種宣言については、合併後検討機関を設け、新たに定めるものとする。 (4) 名誉市民については、新市において新たに定めるものとする。
さいたま市	平成13年 5月 1日	(1) 市章・市の木・市の花等象徴的事項については、新市において検討するものとする。 ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。 (2) 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。 (3) 都市間交流については、新市において継続する。 (4) 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。
西東京市	平成13年 1月21日	(1) 市章は、新市において調整する。 (2) 市の木、花、鳥は、新市において調整する。 (3) 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において調整する。
篠山市	平成11年 4月 1日	(1) 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。 (2) 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。 (3) 各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。 (4) 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

協議第 27 号

国民健康保険事業の取扱い（案）について

上記の協議案件を提出する。

平成 15 年 3 月 11 日

高島地域合併協議会
会長 海 東 英 和

国民健康保険事業の取扱い

- 1 . 国民健康保険税の税額については、平成 16 年度は合併前 5 町の現行のとおりとし、平成 17 年度から統一する。
- 2 . 国民健康保険税の軽減制度については、平成 16 年度は合併前 5 町の現行のとおりとし、平成 17 年度より 7 割軽減・ 5 割軽減・ 2 割軽減の制度を適用する。
- 3 . 保険給付費については、医療費給付は国の現行制度のとおりとし、出産育児一時金は現行どおり 300,000 円に、葬祭費は 30,000 円とする。
- 4 . 高額療養費貸付金については、合併時に貸付限度額を設けず全額無利子で貸付を行う制度に統一する。
- 5 . 新市における健康づくり事業については、現行の取組みを基本としながら、被保険者の健康増進を目的とした新たな事業を企画する。

協議第 27 号参考資料

市町村の合併の特例に関する法律

(地方税の不均一課税)

第 10 条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

< 先行事例 >

篠山市 (平成 11 年 4 月 1 日合併)

国民健康保険税の税率については、合併時に統一を図る。ただし、急激な負担増加とならないよう調整に努める。

国民健康保険税の賦課及び減額については、現行のとおりとする。

財政調整基金については、合併時に適切な額を持ち寄る。

国民健康保険税の納期については、現行のとおりとし、納期前納付報奨金については、西紀町、丹南町の例による。

督促手数料については、篠山町の例による。

保険給付事業については、現行のとおりとする。

保健事業については、合併時に調整する。ただし、健康診査にかかる補助については篠山町の例によるものとし、2 時間人間ドック補助については今田町の例による。

西東京市 (平成 13 年 1 月 21 日合併)

国民健康保険制度の中で 2 市で差異のあるものについては、次のとおり取扱うものとする。

賦課方式は、田無市の例により「保険料」とする。

保険料率は、田無市の例による。ただし、合併特例法第 10 条の規定を適用し、合併する年度はそれぞれ現行の税率及び料率を採用する。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、合併する年度の翌々年度より新保険料率を設定するものとする。

納期は、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。

さぬき市（平成14年4月1日合併）

保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額にて統一を図る。

納税義務の発生、消滅等に伴う賦課及び督促手数料、保険給付事業、疾病予防については、現行のとおりとする。

軽減割合は、7割軽減・5割軽減・2割軽減を適用することとする。

納期は、保険税額を考慮し、適正な納期で統一を図る。

納期前納付報奨金は廃止する。

国保運営協議会は、新市において新たに設置する。

保健事業と健康教育については、現在実施している町に準じて、新市においても行うこととする。ただし、実施内容については、統一を図る。

人間ドック補助は、新市においても実施する。ただし、実施形態及び補助金額等については、統一を図る。

財政調整基金は、合併時に全額を持ち寄る。

高額療養費資金貸付については、新市においても実施する。なお、基金の額は1,500万円とし、貸付額は現行のとおりとする。

東かがわ市（平成15年4月1日合併予定）

国民健康保険税の減額（応益分）の軽減割合については、白鳥町、大内町の例により調整する。

国民健康保険税の納期については、3町に相違がないため現行のとおりとする。

国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額については、3町に相違がないため現行のとおりとする。

国民健康保険税の基礎課税額の税率については、医療費に見合う税率を定める。

国民健康保険税の介護納付金課税額の課税限度額については、3町に相違がないため現行のとおりとする。

国民健康保険税の介護納付金課税額の税率については、白鳥町、大内町の例により調整する。

国民健康保険税の納税義務の発生、消滅に伴う賦課については、3町に相違がないため現行のとおりとする。

保険給付事業の一部負担金及び出産育児一時金については、3町に相違がないため現行のとおりとし、葬祭費については、40,000円とする。

保健事業については、新市において調整する。

事務処理システムについては、電算システムの調整内容による取扱いとする。

高島地域合併協議会の調整方針

部会名 住民部会
分科会名 国民健康保険分科会

協定項目 20	国民健康保険事業の取扱い					備考
調整方針	現		況			
	マキノ町	今津町	安曇川町	高島町	新旭町	
	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税の税額については、平成16年度は合併前5町の現行のとおりとし、平成17年度から統一する。 国民健康保険税の軽減制度については、平成16年度は合併前5町の現行のとおりとし、平成17年度より7割軽減・5割軽減・2割軽減の制度を適用する。 保険給付費については、医療費給付は国の現行制度のとおりとし、出産育児一時金は現行どおり300,000円に、葬祭費は30,000円とする。 高額療養費貸付金については、合併時に貸付限度額を設けず全額無利子で貸付を行う制度に統一する。 新市における健康づくり事業については、現行の取組みを基本としながら、被保険者の健康増進を目的とした新たな事業を企画する。 					
国民健康保険税率等						賦課方法 ・所得割額 前年総所得から基礎控除を差し引いた所得額に負担率を乗じる。 ・資産割額 当該年度の固定資産税額(土地・家屋分に限る)に負担率を乗じる。 ・均等割額 被保険者一人当たり ・平等割額 一世帯あたり 医療機関での一部負担額 (老人保健適用者を除く) ・一般被保険者世帯 入院・入院外 7割 ・退職被保険者世帯 本人の場合 入院・入院外 8割 被扶養者の場合 入院 8割 入院外 7割
所得割負担率	5.60/100	4.8/100	5.3/100	4.8/100	4.6/100	
資産割負担率	32.00/100	22.0/100	22.0/100	19.0/100	25.0/100	
均等割額	21,000円	21,000円	18,000円	20,000円	22,000円	
平等割額	21,000円	22,000円	21,000円	22,000円	24,000円	
課税限度額	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円	
介護納付金課税率等						
所得割負担率	0.81 / 100	0.79/100	0.57/100	0.64/100	0.58/100	
資産割負担率	2.00 / 100	6.00/100	4.0/100	4.00/100	4.0/100	
均等割額	4,000円	6,000円	5,000円	4,900円	4,900円	
平等割額	3,500円	5,000円	5,000円	5,000円	3,900円	
課税限度額	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	
保険給付						
医療機関での一部負担額	国制度のとおり	国制度のとおり	国制度のとおり	国制度のとおり	国制度のとおり	
出産育児一時金	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	
葬祭費	20,000円	30,000円	20,000円	20,000円	20,000円	

	現 況					備 考
	マキノ町	今 津 町	安曇川町	高 島 町	新 旭 町	
保険税の軽減制度	6割軽減・4割軽減	7割軽減・5割軽減・2割軽減	6割軽減・4割軽減	7割軽減・5割軽減・2割軽減	7割軽減・5割軽減・2割軽減	
高額療養費貸付制度 貸付限度額	・高額療養費支給見込額	・高額療養費支給見込額	・高額療養費支給見込額の 9割	・高額療養費支給見込額の 9割	・高額療養費支給見込額	
貸付利子	・無利子	・無利子	・無利子	・無利子	・無利子	
健康づくり事業	<p>マキノ町国民健康保険健康づくり事業 地域住民に密着した具体的な健康づくり事業の実践を通じて地域医療の確立を促し、地域ぐるみの健康づくりの達成およびマキノ町国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、自治区の行う健康づくり事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>・対象事業 先駆的・実験的な健康づくり活動で、当該活動が地域住民の健康づくりの一層の充実を図るための事業であり、かつ国民健康保険財政の健全化に資するもの。(区民スポーツレクリエーション大会、食生活改善講習会等)</p> <p>・補助率 健康増進に関する事業を行う自治区 1人当り 100円 前号に該当しかつ健康教育に関する事業を行う自治区 1人当り 150円</p>	<p>健康づくり推進事業 (国庫補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種健康教育 ・各種健康相談 ・健康診査事業 ・高齢者対策事業 ・在宅ケア等推進事業 ・健康の保持増進、体力増進事業 ・健康推進員育成、養成 ・心の健康づくり事業 <p>総合データバンク事業 (国庫補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診会場支援システム ・成人病検診システム 	<p>総合健康指導事業(国庫補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンピューター健康診査 ・健診結果の統計分析 ・効果的健康指導 <p>国保生活習慣改善モデル事業 (県補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システムの開発 ・生活習慣改善プログラムの提示 	<p>中高年被保険者参加型生きがい健康づくり事業(国庫補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動組織の育成 ・高齢者等の生きがいづくり事業 ・健康の保持増進、体力増進事業 <p>健康保持増進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理器具の配布 <p>人間ドック・がん検診受診診査科助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック受診料の半額助成 ・各種がん検診受診料の全額助成 	<p>国保総合健康づくり推進事業 (国庫補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種健康教室 ・在宅ケア等推進事業 ・健康の保持増進、体力増進事業 <p>人間ドック受診助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック受診料の一部を助成(15,000円限度) 	